

## 特定事業所集中減算に係るQ&A

特定事業所集中減算について、お問い合わせの多いものを中心に掲載しました。

### ◎ 制度全般に関することについて

- Q 1 通所介護と地域密着型通所介護の計算方法についてはどうなりますか。
- A 1 通所介護と地域密着型通所介護については、①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法と、②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法のどちらかを選択することとされています。  
厚生労働省発出のQ&Aにも記載されておりますので、詳しくは介護保険最新情報 Vol. 629 p. 78をご確認ください。
- Q 2 判定期間内に運営法人が変わり、事業所の廃止及び新規指定を行った場合の取扱いはどうになりますか。
- A 2 上記の場合、廃止・新規の時点で異なる事業所になったものと捉えます。中野区においては、判定期間内の廃止を正当な理由の一つに設定しているため、廃止した事業所からの届出は事実上必要なく、新規指定後の事業所において、指定を受けた以降の実績を計算し、80%を超える集中率となった場合に届出を行ってください。
- Q 3 9月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。
- A 3 80%を超えているかどうかは、9月だけで判断するのではなく、半年間等の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。
- ① 前期…判定期間 3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分
  - ② 後期…判定期間 9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分
- 例えば、令和3年4月から令和3年8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、令和元年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。  
※本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。
- Q 4 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。
- A 4 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

## ◎ 基本的な提出方法等について

- Q 5 紹介率最高法人の割合が 80%を超えています。判定期間の月平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。
- A 5 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、区が判断します）。
- Q 6 紹介率最高法人の割合が 80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。
- A 6 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成して、2年間保存しなければなりません。
- Q 7 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも代表者印を押さなければいけませんか。
- A 7 必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のある者が確認していることがわかるように保存されてあることが望ましいです。
- Q 8 期限までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。
- A 8 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れる場合は事前に連絡の上、速やかに提出してください。
- Q 9 3月（9月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。
- A 9 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月（9月）末廃止」と記載してください。
- Q 10 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式 1-13）」（加算届）も提出する必要がありますか。
- A 10 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の 2通りです。  
特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。  
また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になり

ます。

- Q11 Q10の加算届はいつまでに提出すればよいですか。  
A11 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です。15日が土日祝日の場合は、前開庁日を提出期限とします。

## ◎ 計算方法等について

- Q12 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。  
A12 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。
- Q13 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。  
A13 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。
- Q14 介護予防は件数に含まれますか。  
A14 含まれません。
- Q15 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。  
A15 含まれません。
- Q16 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。  
A16 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。
- Q17 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。  
A17 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ1件ずつカウントします。

（具体例）

訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合、  
A法人は  $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$   
B法人は  $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$  になります。

## ◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

- Q18 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するというのでしょうか。
- A18 計算は上位2つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。
- Q19 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいでしょうか。
- A19 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。
- Q20 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいでしょうか。
- A20 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。
- Q21 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。
- A21 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

## ◎ 正当な理由について

- Q22 「日常生活圏域」とは何ですか。
- A22 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。
- Q23 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。
- A23 中野区では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。
- Q24 東京都福祉サービス第三者評価については、どこに問い合わせをすればいいのでしょうか。
- A24 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。  
東京都福祉サービス評価推進機構  
（公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室）  
電話 03-3344-8515  
また、とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)  
も参考にしてください。